

鎌倉おなり保育園 重要事項説明書

養護・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人鎌倉静養館
事業者の所在地	神奈川県鎌倉由比ガ浜4-4-30
事業者の電話番号・FAX	☎0467-22-8021 FAX0467-22-8053
代表者氏名	理事長 西崎 猛之

2 事業の概要

種 別	認可保育所		
名 称	鎌倉おなり保育園		
所 在 地	神奈川県鎌倉市御成町2-5		
電 話 番 号 ・ F A X	☎0467-23-5430 FAX0467-23-5711		
責 任 者 氏 名	園長 小針 宏		
開 設 年 月 日	平成30年4月1日		
利 用 定 員 (年 齢 別)	0歳児 5人	1歳児 6人	2歳児 8人
	3歳児10人	4歳児10人	5歳児11人
取 扱 う 保 育 事 業	延長保育		
事 業 所 番 号			

3 施設・設備の概要

敷地面積		301.25 m ²	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 4階建て 延床面積	
	延 床 面 積	663.60 m ²	
施設設備の 数 と 面 積	保 育 室	6室	111.89m ²
	調 理 室	1室	22.95m ²
	幼児用トイレ	2か所	30.06m ²
設 備 の 種 類		冷暖房、エレベーター等	
屋 外 遊 戯 場（園 庭）		代替場所 若宮大路公園・他	

事業実施場所 平面図 ※別添

4 事業の目的、運営方針

目 的	児童福祉法に基づいて、乳児および幼児・児童の保育事業を行うこと。
運 営 方 針	・養護・教育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、利用子どもの意思や人権を尊重して養護・教育を行う。 ・利用子どもの家庭と地域の人々の連携を大切にし、共に育つ運営をめざします。 ・利用子どもとこうれいしゃの交流の機会をもうけます。高齢者から暮らしの知恵や技術を、利用子どもからは活気を伝える居場所として、地域福祉の促進に努めます。

5 職員体制

園長	配置基準に準ずる（資格：所長等研修修了者）
保育士	県・市配置基準に準ずる（資格：保育士等）
調理員	管理栄養士等・調理員（（株）KFK 業務委託）
事務職員	1人

6 養護・教育を提供する日

開園日	月曜日～土曜日
休園日	日曜日・祝祭日・年末年始

7 養護・教育を提供する時間

(1)開園時間

月曜日から金曜日	午前7時00分から午後6時00分まで（延長午後7時）
土曜日	午前7時00分から午後6時00分まで

(2)保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
土曜日の保育時間	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	夕：午後6時00分から午後7時00分まで
土曜日の延長保育時間	ありません

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

月曜日から金曜日の保育時間(8時間)	午前8時00分から午後4時00分まで
土曜日の保育時間(8時間)	午前8時00分から午後4時00分まで
早 朝 ・ 延 長 保 育 時 間	早朝:午前7時00分から午前7時59分まで 夕:午後4時00分から午後7時00分まで
土曜日の延長保育時間	ありません。

◎土曜日保育利用に際しては、別添の「土曜日保育利用申請書」及び「土曜日就労証明書」の提出が必須となります。必ず、利用前月の15日までに担任等へ提出してください。

◎期日までに提出されない場合は、土曜保育はご利用いただけません。

◆土曜日の園行事等、開催及び、終了後の保育対応につきましては、可能な範囲での「家庭保育」にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、これは土曜保育利用を妨げるものではありません。土曜保育が必要な場合は、通常通りの「土曜日保育利用申請」の手続きに従い、事前に書面にて申請をお願いいたします。

※園行事等の日の土曜保育利用は、キャンセルはできません。予めご了承ください。

8 利用料金

保 育 料 (利 用 者 負 担)	保護者が居住する市町村が定める保育料
延 長 保 育 料	30分あたり200円 (延長保育を希望される方)
その他別表に定める料金 別表－1・参照	養護・教育の提供に要する実費

別表－1

養護・教育の提供に要する購入物品等(実費)に係る利用者負担金額

項目	料 金 (詳細は、お道具注文表をご確認ください。)
カラー帽子	実 費
通園靴(リック)	実 費
連絡帳(連絡ノート)	0歳児 1歳児～2歳児 3歳児～5歳児 } 実 費
出席ブック 出席シール	3歳～5歳児 " } 実 費
保育教材費 (3歳児以上)	粘土板 ・ 粘土 ・ 粘土入れ 色鉛筆 ・ クレヨン のり ・ ハサミ 自由絵帳 など } 実 費
行事費(遠足等)	実 費 (交通費・入館料等)
写真代(行事等)	(株)はいチーズ！ 代行会社を通じて、注文・購入する。
災害共済給付制度 加入掛金	※自己負担はありません。
主食代	3歳児～5歳児の給食費(主食 ・ 副食、おやつ含む) 月額 7,500円 (内訳 : 主食費 3,000円 副食費 4,500円)

	※ 減免対象者は、別額となります。
--	-------------------

◆なお、「給食費」は、令和7年(2025年)4月1日現在の金額です。諸事情により改定することがあります。ご承知おきください。

9 支払方法

- お届けいただいた口座振替払、又は現金払等
- 支払期日は発生した月の27日若しくは翌月27日で、請求書がお手元に届いた月の27日(土曜・休日等の場合は、異なります。)までに口座振替、又は現金でお支払いいただきます。

10 提供する養護・教育の内容

- 児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児・児童の発達に必要な養護・教育を提供します。

<毎日の養護・教育(保育)の流れ(例)>

時間	乳児・幼児・児童
7:00	開園 保育標準時間(11時間)開始 順次登園 ↓
8:00	保育短時間(8時間)開始 順次登園 ※登園は午前9時30までに！
9:30	おやつ
10:00	クラス活動 遊び(室内)・散歩 ↓
11:30	お昼ごはん (年齢によって前後します)
12:30	お昼寝(午睡)
15:00	目覚め
15:30	おやつ
15:30	順次降園

16:00	<u>保育短時間終了</u>
18:00	<u>保育標準時間終了(閉園)</u> ※土曜日は、延長保育ありません。
19:00	延長保育の場合・閉園

お散歩のコース

近隣にある若宮大路公園、鎌倉海浜公園・源氏山公園などにお散歩に行きます。

<保育計画(年間)>

ク	ラ	ス	保 育 計 画
0	歳	児	・音を感じる・すわる、はう、立つ、つたい歩く・手を使う・滑らかな全身運動、寝返り・言葉の習得などを目指します(生活リズムを整え生理的欲求(食欲・睡眠・排泄など)を満たします。
1	歳	児	・歩行の開始・食事、衣類の着脱、排せつ・基本的生活習慣の発達・自分でしようとする心の芽生え・話し言葉の基礎の形成などを目指します。(自我が芽生え安心して自己主張する力が育つ)
2	歳	児	・自意識の高まりと葛藤の経験・基本的生活習慣の確立などを目指します (身の回りの生活を身につけます。基本的生活習慣)
3	歳	児	・判断力、思考力、認識力の高まり・知的興味、関心の高まり・集団生活の始まりなどを目指します。(友達との関わりが拡がり一緒に遊ぶことを楽しむ)
4	歳	児	・することの意味が分かり自分で生活を進めていく。葛藤を通して相手の意図・気持ちがわかり、自分をコントロールしていく力が育むことなど目指します。
5	歳	児	・一つの目標に向かい自己を発揮しながら力を合わせて活動し、達成感や充実感をみんなで味わう。知的探究心が深まり工夫したり考えたりしながら遊びに展開できることを目指します。
そ	の	他	・地域の伝統行事、防災や関連行事等を、園児の発達に合わせて町内会等と協力して取り組み、その過程での交流や信頼関係の構築に努める。
(年	間	行	事)

11 給食等について

	提供内容			
	おやつ	給食		おやつ
		主食	副食	
0歳児	○	○	○	○
1歳児	○	○	○	○
2歳児	○	○	○	○
3歳児	○	○	○	○
4歳児	-	○	○	○
5歳児	-	○	○	○
※3歳児から5歳児は、「給食費」を徴収します。(別表—1参照)				

＜給食の提供にあたって＞

●自園調理（給食業務委託）

「当園の方針」

保育園の給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。国内産素材を可能な限り使い、和食を中心とした献立を取り入れています。

●お昼ごはん・おやつ

保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。

●アレルギー対応など

アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(または食物除去の指示書)別紙—3、その他別様式を保育園に提出して下さい。個別にご相談の上、診断書(または指示書)等に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応します。 ※対象児へは、別途説明します。

●衛生管理など

・集団給食施設届出を神奈川県鎌倉保健所へ提出済みです。

(平成29年年8月3日 営業許可証受領)

・全ての調理員は、毎月検便を行っています。

・食材の洗浄、器具の殺菌・洗浄、の保管・管理を徹底し、食の安全・安心を確保します。

<アレルギー対応について>

当園は、鎌倉市公立保育園が策定する「食物アレルギー対応マニュアル」に則り、鎌倉おなり保育園「食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

●アレルギー対応

アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(または食物除去の指示書)(別紙—3)、その他別様式を保育園に提出して下さい。個別にご相談の上、診断書(または食物除去の指示書)等に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応します。
※対象児へは、別途説明します。

12 保護者に用意していただくもの

(1)入園時にご用意いただくもの

- 住所を確認するもの。
- 保護者の緊急連絡先を明示するもの。
- 児童の健康や体調を確認するもの。(病歴、予防接種の記録、アレルギーなど)
- 児童の嗜好や生活習慣を知るものなど。

(2)毎日持参いただくもの

- 通園かばん、帽子
- 手拭タオル、おしぼりタオル
- 歯ブラシ
- 連絡帳 など
- 紙おむつ(パンツ式)必要枚数

(3)容姿・服装について

- 動きやすく、脱ぎきしやすい靴・服装にしてください。
- ひもやフードなどのひっかかりやすい服は避けるようにしてください。
- 髪かざり、ヘアピン等の使用は、安全のため禁止いたします。(ヘアゴムのみ可)
- ネイル・つけ爪、ペディキュアなどお洒落は避けてください。

(4) その他ご用意いただくもの

13 登園・降園について

(1) 登園・降園にあたっては、次の点に留意してください。

●登園時間

登園は9時30分までにお願いします。10時よりクラス活動が始まります

●欠席する場合、登園時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡、または登園が遅れることを連絡する場合、8時から9時00分までに下記までご連絡下さい。

 **0467-23-5430(代表)**

●お迎えが遅れる場合

原則として、19時までのお迎えをお願いしますが、緊急の場合で、お迎えが遅れる時には、必ず18時00分までに上記へご連絡をお願いします。

●毎朝の体調等の確認

登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で ①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認して下さい。

◆登園、降園に際しては、園敷地内(エントランス)へのお車の乗り入れは、ご遠慮下さい。

他の子どもたちの登降園時と重なるため事故を未然に防ぐためにも、また鎌倉市からも乗り入れないようにと指導を受けております。ご協力をお願いいたします。

※お車で来園される方は、園の前等にございます有料駐車場をご利用下さい。

14 保育園と保護者との連携について

保育は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの 24 時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なこと、分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

●連絡帳の活用

鎌倉おなり保育園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と保育園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。保育園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、乳児(0・1歳児)と2歳児、3・4・5歳児は、連絡帳を活用します。

体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。

●園だより(予定)の発行

毎月1回月の初めに、園だより(予定)を発行します。行事や連絡事項、注意事項などをお知らせします。

15 健康診断及び歯科検診などの健康管理について

(1)健康診断及び歯科検診

定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に

規定する健康診断に準じて実施しています。

●年2回、嘱託医が検診します。(義務)

検診の結果については、身体検査票に記録し、診断結果通知書等でご家庭にお知らせします。毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、出席ノート(日々の成長記録)に記録し、ご家庭にお知らせします。

●年2回、嘱託歯科医が検診します。(義務)

検診の結果については、歯科検診記録票に記録し、健診結果通知書等でご家庭にお知らせします。

●年1回、尿検査を行います。(実施に際しては、ご連絡します。)・未定

●その他

お子様の日頃の様子でご心配なことがありましたら、保育園にご相談下さい。

(2)健康管理、病気のときの対応(兄弟姉妹の対応について)

●感染症について

麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ・新型コロナウイルスなど学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、必ず医療機関を受診され診断を受けてください。登園停止期間については、医師に確認し、また登園許可についても確認いただき 資料—1 資料—2の疾病の記載ある登園届に、保護者ご自身で記入して提出してください。

●発熱時の対応

熱が37.5℃以上ある場合、登園を控えて下さい。また、登園後37.5℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。

●「登園届」について

登園届が必要な感染症にかかられた場合は、かかりつけ医の診断に従い、登園のめやすを参考に、集団生活に適用できる状態に回復してから、登園届を提出し、登園してください。

●園での与薬について

医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限り、お預かりし与薬します。

●発熱等で欠席する園児の兄弟姉妹の登園について

1) 園児が自宅で発熱し欠席する場合

発熱した園児に兄弟姉妹がいる場合、その園児の兄弟姉妹も登園を控えていただきます。

【留意点】

(1) 発熱した園児が回復するまで、兄弟姉妹も同様に欠席となります。

(2) 欠席した園児が、インフルエンザ、コロナ検査対象者やうたがいがあると診断された場合、兄弟姉妹も欠席となります。

(3) 兄弟姉妹にかぜ症状がある場合、回復するまで欠席となります。

(4) 園児などが新型コロナウイルスに感染した場合

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過の出席停止となります。(無症状の感染者の場合、検体採取日を0日として、5日経過の出席停止となります。)

(5) 園児などがインフルエンザに感染した場合

その園児は、発症から5日間、解熱後2日間は出席停止となります。その間、兄弟姉妹もインフルエンザに感染した園児が回復するまで欠席となります。

(6) 上記の場合で、かかりつけ医などの医療機関を受診され、医師から登園について差し支えないと判断された兄弟姉妹については登園可能となります。

2. 園児が保育園で発熱し早退する場合

園児が発熱「37. 5℃～」した場合、保護者に連絡し迎えに来ていただきます。その園児に兄弟姉妹がいる場合、その園児の健康状態を確認します。かぜ症状がない場合は、そのまま保育を続けます。

※かぜ症状：熱が37. 5℃以上ある、咳をしている、(何度も咳が出続ける)鼻水が出る(何度も鼻をかむ)

3. その他

発熱やかぜ症状以外でも、体調がすぐれない等で欠席する場合、その園児の兄弟姉妹も登園は控えていただきます。ご理解、ご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、園までご連絡ください。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び鎌倉市立保育園等における感染症対応マニュアル(感染症予防のための衛生管理対策)に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

●園での予防対策

・発生した場合の連絡(園だより) など

17 嘱託医

以下の医療機関(内科・小児科)と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	かまくらふぁみりークリニック
医 院 長 名	栗原 大輔先生
所 在 地	鎌倉市由比ガ浜2-16-1
電 話 番 号	0467-22-0522

18 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	原歯科医院
医 院 長 名	原 宜道先生
所 在 地	鎌倉市大町1-18-12
電 話 番 号	0467-61-3430

19 地域防災拠点、広域避難場所

保育園近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	御成小学校
広域避難場所	源氏山公園 葛原岡神社
その他	ケアセンターやまざくら(鎌倉市福祉センター)

20 緊急時における対応

養護・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児、児童の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

重要

当保育園で養護・教育等を提供中に、子どもが歯科や整形外科(他科を含む)など受診が必要な疾病・ケガなどで、医師が治療・診断するためにレントゲン撮影等が必要と判断し

た場合は、しかるべき対処として行いますので、あらかじめご了承ください。

＜近隣の緊急連絡先＞

警察署	鎌倉警察署	0467-23-0110
消防署	鎌倉市由比ガ浜消防所	0467-25-7526
嘱託医	かまくらふあみりークリニック	0467-22-0522

21 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

避難訓練	火災 地震 津波を想定、その他防犯など
防災設備	自動火災探知機・通報装置、消火器、誘導灯、煙感知器
防犯設備	保育園玄関電気錠、ALSOK 機械警備(夜間)、防犯カメラ、 クラス毎にモニタリングカメラ、非常通報装置(各階・事務所)

22 災害(気象・地震等)に伴う臨時休園措置

台風や集中豪雨などにより当該園に対して人的・物理的被害が生じる恐れが高まった場合、児童と保育従事者の生命と身体の安全を守るために、臨時休園措置等を行うことがある。

23 臨時休園の判断の目安

次の(1)に当てはまる場合又は、今後当てはまる可能性が高いと判断した場合、臨時休園とします。また(2)に当てはまる場合、園の判断により、登園自粛要請を行います。なお、施設として個別の事情を考慮した対応が必要と考えられる場合には、現に危険が

迫っている状況を除き、事前に保育課と協議し、対応を決定します。

(1) 臨時休園

- ア 気象庁から特別警報が発令されている
- イ 警戒レベル4以上の避難情報が発令されている
- ウ 河川氾濫・土砂災害など登園することにより危険がある
- エ 交通手段の計画運休などにより保育士の配置が困難又は保護者による送迎が困難(JR、小田急、江ノ島電鉄、湘南モノレールの全線が計画運休を実施)
- オ 広範囲な通行止めなどにより登降園できない状況が発生している

(2) 登園自粛要請

- ア 警戒レベル3の避難情報が発令されている
- イ 警戒レベル3相当の防災気象情報が発令されている
- ウ 交通手段の計画的運休により、保育士の配置が困難又は保護者による送迎が困難

(上記以外)

24 臨時休園等を行う場合の対応について

(1) 臨時休園

23(1)に当てはまる場合、臨時休園措置を取ります。今後、当てはまる可能性が高いか否かは、保育の実施主体である保育課が気象情報・管内の河川や地形の状況、防災担当からの情報等を総合的に判断して決定します。

(2) 登園自粛要請

23(2)に当てはまる場合、園が立地する地域の実情に応じて、園の判断により、登園自粛要請を行う。この際、保護者に対して同意を強要することは避け、保護者の事情に十分に配慮し、それぞれの意見・要望には真摯に対応します。

25 臨時休園(登園自粛要請)を判断するタイミング

原則、午前6時の時点で臨時休園(登園自粛要請)を判断します(基準に該当する蓋然性が高い場合は前日以前に判断します)。

保護者の混乱を避けるため、急激な状況変化によるものを除き、遅くとも前日までに臨時休園(登園自粛要請)の可能性を保護者に周知します。

なお、登園前後で、臨時休園等に該当した場合の対応は次の通りです。

	臨時休園基準に該当	登園自粛要請基準に該当
登園前	登園を見合わせてもらう	登園自粛を要請
登園後	速やかなお迎えを要請	できる限り速やかなお迎えを要請

26 臨時休園等の解除し、保育を再開する目安

気象情報の解除後、職員が安全、園の被害状況や周辺状況を確認し、安全に保育ができる環境を確認した上で保育を再開します。

停電による断水や床上浸水、園の破損等により園児を安全に保育することが困難な場合等で休園を継続する場合は、園から保護者へ適切に周知する。

27 留意事項

消防や警察、医療関係者、介護施設等など災害時でも業務に従事する必要がある保護者への対応等、園として個別の事情を考慮した対応が必要と考えられる場合は、現に危険が迫っている状況である時を除き、事前に保育課と協議し、対応を決定します。

28 保護者への園からの 《 緊急連絡・マチコミメール 》 について

方法手段 : マチコミメール

- ・入園後(4月上旬ごろ)に、説明書を配布します。記載された手順に沿い登録手続きを保護者各自でお願いします。登録いただいたアドレス(携帯)へ発信します。

主な通知の内容

- ・感染症の集団発生時や拡大防止などの情報、注意喚起等の報告又は、登園自粛の呼びかけや、臨時休園措置の要請。(発信)
- ・非常災害(気象・地震等)に伴う対応措置としての保育時間内(途中)でのお迎えの要請、又は、登園自粛の呼びかけや、臨時休園措置の要請。(発信)
- ・園独自の個別事情を総合的に判断して決める、登園自粛の呼びかけ又は、臨時休園措置の要請。(発信)
- ・その他、必要に応じて発信します。

上記の園(全体)利用、運営における重要な事案を報告・発信しますので、保護者におかれましては、マチコミメールを受信した際は、必ず、確認をお願いします。

※受信後、内容等ご不明な場合は、保育園(代表 : 0467-23-5430)までご連絡ください。

29 防犯対策

- ① 開園時 午前9時30分から午後4時30分までの間は、一階出入口の扉(自動ドアを施錠しています。時間内での出入りには、インターホンを通じて事務所に連絡をお取りください。退館時は事務所に直接お越しください。
- ② 保育室及び事務室に非常通報ボタンが設置されています。非常時にボタンを押すと、警備会社に非常事態を知らせ関係機関への通報と同時に警備員が駆け付けます。
- ③ 防犯カメラを設置し、人の出入をモニターすると共に、24時間の記録を残しております。(※おおむね1カ月間毎に更新)

30 モニタリングカメラ設置(全クラス)について

モニタリングカメラを全クラスに導入しています。防犯と事故・事象等防止のためにです。大切なお子様の命をお預かりする当保育園では、事故や事象等が起こらないよう様々な対応がなされています。その対応の一環としてモニタリングカメラを各保育室内

に設置し、以下のような目的で活用するよう思慮しております。また、モニタリングカメラの映像は個人情報になりますので、プライバシーに配慮する必要があります。撮影した映像をインターネットにアップロードすることはプライバシーの侵害にあたりますので、外部との回線とは完全に遮断されており、園内で完結した専用有線回線にて事務所に設置された専用レコーダーで、開園時間のみ記録しています。

- 防犯対策として
- 事故・事象等の発生しづらい環境づくりとして
- 第3者が客観的に事故・事象等の確認をする手段(情報源)として
- 事故・事象等発生後の原因追及及び再発防止の検証として
- その他、

31 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害賠償責任保険、災害共済給付制度
保険の内容	施設・設備業務、生産物(給食)事故に対応
保険金額	各1事故 1名につき 3,000万円

32 業務の質の評価について

認可保育事業の自己評価	実施方法:保育士の自己評価表に基づき、全員年1回、自己チェックを実施 園長による保育所の自己点検、自己評価を年1回実施する。 公表方法:評価結果は、鎌倉静養館ホームページに掲載(予定)
-------------	--

外部評価	実施方法:未定
	公表方法:未定

33 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 担任保育士等 電話番号0467-23-5430	
相談・苦情解決責任者	氏名 園長 小針 宏 電話番号 0467-23-5430	
第三者委員	岩沢 勝昭	電話番号 0467-24-4206
		役職・肩書等 法人・評議員
	脊山 静子	電話番号 0467-24-4206
		役職・肩書等 法人・評議員、監事
園以外の相談・苦情受付窓口	鎌倉市 保育課	0467-23-3000
	かながわ福祉サービス運営適正化委員会	045-311-8861
	私設保育園施設 ホットライン	045-210-4680

受付方法:面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

34 地域の育児支援について

社会や地域のなかにあって、その環境を活かし、ニーズに対応した子育て支援と保育を考え、実践します。 ※保育の日を定め、保育参観を実施します。

35 その他保護者に説明すべき事

- 登園届(保護者記入) 資料—1 書式は事務室にあります。
- 登園届(保護者記入) 資料—2 //
- 個人情報の取り扱いについて「同意書」別添
- 独立行政法人日本スポーツ振興会災害共済給付制度加入「同意書」別添
- その他、必要書類など

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

資料—1

登 園 届（保護者記入）	
鎌倉おなり保育園 園長	
入所児童氏名 _____	
病名『 _____ 』と診断され、	
年 月 日 医療機関名【 _____ 】 （医療機関連絡先： _____ - _____ ）において	
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
保護者名 _____	印又はサイン _____

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育室生活が可能な状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

● 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した翌日から5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（幼児（乳幼児）にあつては、3日を経過するまで）
新型コロナウイルス	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること（無症状の感染者の場合、検体採取日を0日として、5日経過すること）
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。 資料—2

登 園 届（保護者記入）		
鎌倉おなり保育園 園長		
入所児童氏名 _____		
病名『 _____	』と診断され、	
年 月 日	医療機関名【 _____ 】	
（医療機関連絡先： _____ - _____ ）において		
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。		
保護者名 _____		印又はサイン _____

保育室は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育室での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するようにご配慮ください。

● 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が始まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性輝の数日間（便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

食物除去の指示書(診断書)

資料—3

氏名 _____ (男 ・ 女)

生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

診断名 #1食物アレルギー _____
#2 _____
#3 _____

1. 以下の食物の完全除去(接触も含む)をお願いします。(該当する食物に○)

- | | |
|----------|--------------|
| ① 鶏卵 | ⑥ 大豆 |
| ② 牛乳・乳製品 | ⑦ ごま |
| ③ 小麦 | ⑧ 甲殻類 |
| ④ そば | ⑨ 魚 |
| ⑤ ピーナッツ | ⑩ その他(_____) |

備考:除去食品で摂取不可能なもの(該当するものに○)

卵 : 卵殻カルシウム

魚: かつおだし・煮干しだし

牛乳: 乳糖

ごま: ごま油

小麦: 醤油・酢・麦茶

肉類: エキス

大豆: 大豆醤油・醤油・味噌

※○がついていない場合は摂取可能です。

2. アナフィラキシー症状の既往(該当する項目に○)

あり なし

「あり」の場合: 原因食物 _____

発生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 原因食物摂取時に症状が出現した場合の対応方法(該当する項目に○)

① 内服薬 (_____)

② 自己注射(エピペン®0.3mg ・ 0.15mg)

③ 医療機関受診

医療機関名 _____

電話番号 _____

4. 本指示の内容に関して6カ月 ・ 12カ月後に再評価が必要です。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名

電話番号 _____

医師名

印

鎌倉おなり保育園 園長 様

食物アレルギー対応依頼申請書

保護者氏名 _____ 印

児童名 _____ 生年月日 年 月 日生 歳 月

診断名 _____ 診断年月日 年 月 日

1. 具体的に除去が必要な食品に×印をつけてください。

- | | | | |
|------------|-------------|---------|----------|
| ① 鶏卵(うずら卵) | ⑥ 乳(牛乳・乳製品) | ⑪ 小麦 | ⑯ えび |
| ② かに | ⑦ そば | ⑫ 落花生 | ⑰ あわび |
| ③ いか | ⑧ いくら | ⑬ 果物() | ⑱ 牛肉 |
| ④ くるみ | ⑨ 魚() | ⑭ 大豆 | ⑲ 肉類() |
| ⑤ まつたけ | ⑩ やまいも | ⑮ ゼラチン | ⑳ その他() |

2. どのような症状だったか記入してください。

記入例 卵入りのクッキーを食べた後、口の周りが赤くなった。

3. 症状が出たときの対応、2で記入した症状の時に、特に医師から指示されている対応があれば記入してください。

記入例 口の周りの赤みがいかなかったので2～3回通院した。

5. 保育室生活で給食の内容以外に注意が必要なものがありましたら教えてください。

※医療機関の診断書を添付してください。

鎌倉おなり保育園 様

土曜日就労証明書

保護者氏名(父)

【勤務先記入欄】

以下の事項について事実と相違ないことを証明します。

また、記載内容について電話等による照会を受けることに同意します。

証明日 令和 年 月 日

所在地

事業所名

代表者

㊞

電話番号

記入者名

㊞

勤務日	勤務時間
月 日(土)	時 分 ~ 時 分
月 日(土)	時 分 ~ 時 分
月 日(土)	時 分 ~ 時 分
月 日(土)	時 分 ~ 時 分
月 日(土)	時 分 ~ 時 分

保護者氏名(母)

【勤務先記入欄】

以下の事項について事実と相違ないことを証明します。

また、記載内容について電話等による照会を受けることに同意します。

証明日 令和 年 月 日

所在地

事業所名

代表者

㊞

電話番号

記入者名

㊞

勤務日	勤務時間
月 日(土)	時 分 ~ 時 分
月 日(土)	時 分 ~ 時 分
月 日(土)	時 分 ~ 時 分
月 日(土)	時 分 ~ 時 分
月 日(土)	時 分 ~ 時 分

年 月 日

鎌倉おなり保育園 園長 様

土曜日保育利用申請書

住所

保護者氏名

印

クラス名	園児氏名	生年月日
①		
②		
③		

土曜日の連絡先

連絡先	連絡先(会社・自宅)☎番号	連絡先氏名
利用日	利用時間(延長保育はありません。)	備考
月 日	時 分 ~ 時 分迄	
月 日	時 分 ~ 時 分迄	
月 日	時 分 ~ 時 分迄	
月 日	時 分 ~ 時 分迄	
月 日	時 分 ~ 時 分迄	